

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公表番号】特表2005-539064(P2005-539064A)

【公表日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-050

【出願番号】特願2004-536344(P2004-536344)

【国際特許分類】

A 01 N 51/00 (2006.01)

A 01 N 25/02 (2006.01)

C 07 D 307/14 (2006.01)

【F I】

A 01 N 51/00

A 01 N 25/02

C 07 D 307/14

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月8日(2006.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

殺虫剤として有効な量の殺虫性(テトラヒドロ-3-フラニル)メチルアミン誘導体を、前記殺虫剤として有効な量を溶解するのに有効な量の、水並びにフェニルメタノール又はエタノール及び乳酸エチルの組み合わせを含む溶媒成分中に溶解することによって処方される殺虫剤。

【請求項2】

前記殺虫性誘導体がジノテフランである、請求項1記載の殺虫剤。

【請求項3】

前記溶媒成分がフェニルメタノールを含む、請求項2記載の殺虫剤。

【請求項4】

前記溶媒成分がエタノール及び乳酸エチルを含む、請求項2記載の殺虫剤。

【請求項5】

前記殺虫性誘導体が処方物中に溶解されて約8～20%の濃度となる、請求項1記載の殺虫剤。

【請求項6】

前記殺虫性誘導体が処方物中に溶解されて約8～20%の濃度となる、請求項3記載の殺虫剤。

【請求項7】

前記殺虫性誘導体が処方物中に溶解されて約8～20%の濃度となる、請求項4記載の殺虫剤。

【請求項8】

前記殺虫性誘導体が処方物中に溶解されて約8～14%の濃度となる、請求項1記載の殺虫剤。

【請求項9】

乳酸エチルの濃度が約5～20%であり、かつ、エタノールの濃度が約30～45%である、

請求項 4 記載の殺虫剤。

【請求項 10】

乳酸エチルの濃度が約 7 ~ 15% であり、かつ、エタノールの濃度が約 30 ~ 45% である、請求項 4 記載の殺虫剤。

【請求項 11】

乳酸エチルの濃度が約 5 ~ 20% であり、かつ、エタノールの濃度が約 30 ~ 45% である、請求項 5 記載の殺虫剤。

【請求項 12】

乳酸エチルの濃度が約 5 ~ 20% であり、かつ、エタノールの濃度が約 30 ~ 45% である、請求項 6 記載の殺虫剤。

【請求項 13】

前記処方物がイヌ又はネコに対して刺激性がなく、かつ、20ml未満の適用でネコのノミを殺すのに有効である、請求項 1 記載の殺虫剤。

【請求項 14】

前記処方物がイヌ又はネコに対して刺激性がなく、かつ、20ml未満の適用でネコのノミを殺すのに有効である、請求項 2 記載の殺虫剤。

【請求項 15】

前記処方物がイヌ又はネコに対して刺激性がなく、かつ、20ml未満の適用でネコのノミを殺すのに有効である、請求項 3 記載の殺虫剤。

【請求項 16】

前記処方物がイヌ又はネコに対して刺激性がなく、かつ、20ml未満の適用でネコのノミを殺すのに有効である、請求項 4 記載の殺虫剤。

【請求項 17】

水並びにフェニルメタノール又は乳酸エチル及びエタノールを含む溶媒混合物にジノテフランを溶解し、殺虫剤として有効な量の前記溶液を動物に適用することを含む、動物における虫の繁殖を制御する方法。

【請求項 18】

動物がネコ又はイヌである、請求項 17 記載の方法。

【請求項 19】

虫がノミである、請求項 18 記載の方法。